

議案第8号

幸手市介護保険条例の一部を改正する条例

幸手市介護保険条例（平成12年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号列記以外の部分中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に改め、同項第1号中「25,400円」を「24,900円」に改め、同項第2号中「33,900円」を「32,900円」に改め、同項第3号中「39,600円」を「39,300円」に改め、同項第4号中「50,900円」を「55,300円」に改め、同項第5号中「56,600円」を「61,500円」に改め、同項第6号中「67,900円」を「73,800円」に改め、同項第7号中「73,500円」を「79,900円」に改め、同項第8号中「84,900円」を「92,200円」に改め、同項第9号を次のように改める。

(9) 令第39条第1項第9号に掲げる者 104,500円

第3条第1項に次の4号を加える。

(10) 令第39条第1項第10号に掲げる者 116,800円

(11) 令第39条第1項第11号に掲げる者 129,100円

(12) 令第39条第1項第12号に掲げる者 141,400円

(13) 前各号のいずれにも該当しない者 147,600円

第3条第2項から第4項までの規定中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に改め、同条第7項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に、「14,100円」を「14,400円」に、「36,700円」を「39,000円」に改め、同項を同条第11項とし、同条第6項前段中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に改め、同項後段中「14,100円」を「14,400円」に、「19,800円」を「20,600円」に改め、同項を同条第10項とし、同条第5項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に、「14,100円」を「14,400円」に改め、同項を同条第9項とし、同条第4項の次に次の4項を加える。

5 令和6年度から令和8年度までの令第39条第1項第9号イの市町村の定める

額は、420万円とする。

6 令和6年度から令和8年度までの令第39条第1項第10号イの市町村の定める額は、520万円とする。

7 令和6年度から令和8年度までの令第39条第1項第11号イの市町村の定める額は、620万円とする。

8 令和6年度から令和8年度までの令第39条第1項第12号イの市町村の定める額は、720万円とする。

第5条第3項中「第7号口又は第8号口」を「第7号口、第8号口、第9号口、第10号口、第11号口、第12号口又は第13号口」に、「第8号まで」を「第13号まで」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の幸手市介護保険条例第3条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

令和6年2月20日提出

幸手市長 木村純夫

提 案 理 由

第9期介護保険事業計画期間（令和6年度から令和8年度まで）における第1号被保険者の介護保険料率を定めたいので、この案を提出するものである。